

市廃審 第01-004号
令和元年10月11日

市川市長 村越 祐民 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会長 三橋 規 宏



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第88回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

《会議録》

- [会議名称] 第 88 回 市川市廃棄物減量等推進審議会
- [開催日時] 令和元年 8 月 27 日 (火) 10 時 00 分～11 時 40 分
- [開催場所] I-link ルーム 1・2 (市川駅行政サービスセンター内)
- [出席委員] 三橋規宏会長、松本定子副会長、金子正委員、青山ひろかず委員、川口美彦委員、志村利夫委員、大川敏彰委員、原木一正委員、安東紀美代委員、柳沢泰子委員、鎌形篤子委員、森田直樹委員、藤城博樹委員、宮方英二委員 (以上 14 名)
- [事務局等] (1)環境部 大平部長
(2)循環型社会推進課 佐久間課長、上原主幹、佐藤主幹、峠越主幹、松丸、福元、佐々木、小林、峯村
(3)生活環境整備課 西倉課長、青木主幹
(4)生活環境保全課 高橋主幹
(5)清掃事業課 二宮課長
(6)新クリーンセンター建設準備課 阪田課長
(7)クリーンセンター 伊藤所長、椎名副参事
- [傍聴者] 1 名
- [会議次第] (1)委嘱式 (辞令交付式)
(2)開会
(3)議題
① 市川市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画の改定について (審議)
② その他
(4)報告
① 松戸市との「家庭系一般廃棄物の処理に関する協定」の締結について
(5)その他
(6)閉会
- [配布資料] 資料 1 ごみ排出量等の将来推計
資料 2 計画の改訂における基本的な考え方等について
資料 3 プラスチックごみ問題について
資料 4 食品ロスの問題について
資料 5 ごみの減量・リサイクルに関する市民アンケートについて
資料 6 大型ごみを活用したリユース事業について
資料 7 松戸市との「家庭系一般廃棄物の処理に関する協定」の締結について

参考資料　じゅんかんニュース第 43 号

〔会議概要〕　配布した資料に基づき、事務局から説明及び報告を行い、これに対して各委員が意見や感想を申し述べる形式で審議会を進めた。

〔会議詳細〕

【委嘱辞令の交付】　午前 10 時 00 分

（省略）

【開　会】

上原主幹：**【配布資料確認】**

それでは、本日使用します資料の確認をさせていただきます。

－ 資料を読み上げ －

不足している資料がございましたら、事務局までお申し出ください。

【会長へ議長依頼】

これ以降の議事進行は、当審議会規則第 3 条の規定に基づき、三橋会長に議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

三橋会長：ただ今から「第 88 回市川市廃棄物減量等推進審議会」を開催いたします。それでは、本日の会議を始めるに当たって、事務局から報告事項がありましたらお願いします。

上原主幹：本日の会議につきましては、大石恭子委員が所用にて欠席されておりますが、委員 15 名の方の半数以上が出席でございます。当審議会規則第 3 条第 2 項に定める会議開催の要件を満たしておりますので、本会議は成立いたします。なお、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議であることをご了承ください。なお、本日傍聴を希望されている方が 1 名いらっしゃいます。傍聴希望者にお入り頂きます。事務局からは以上でございます。

【事務局への資料説明依頼】

三橋会長：それでは、これから審議に入りたいと思いますが、その前に最近の環境関連の大きな変化について、簡単にお話ししておきたいと思います。

先日フランスで行われた G7 先進国首脳会議で、結局会議全体の声明を出せませんでした。アメリカに代表される自国主義が大手を振るい、会議としての統一見解を出せなくなってしまったからです。

1973 年に石油ショックがあって、その 2 年後の 1975 年に、第 1 回の先進国首脳会議がフランスで開かれて、その時は石油ショックに対する対応策を首脳会議の声明として発表しました。それ以降、首脳会議終了後統一見解を声明として出すことが慣例になっていました。ところが今回は 7 か国の良識を統一見解として声明文にまとめることができなかった。温暖化の問題についても、非常に今深刻な状況になっているにもかかわらず、パリ協定から離脱を表明しているトランプ大統領の反対もあり、首脳会議としてはっきりした態度を示せなかったという情けない首脳会議になってしまったということが言えると思います。

今、欧米を中心とした世界の大きな流れとして、気候変動に関する非常事態宣言を発する地方自治体が増えています。アメリカで言えば、ニューヨーク市とかロスアンゼルス市、ヨーロッパではロンドンやパリなども気候非常事態宣言をしています。温暖化がこれ以上進むと、深刻な気候変動をもたらすので、通常の方策では間に合わないと。非常事態宣言を議決、発表し、対策を講ずる地方自治体が、今、世界では欧米中心に 980 市くらいあるようです。日本ではまだ気候非常事態宣言をした地方自治体は一つもありません。

この猛暑、この夏も大変でしたね。今、ブラジルのアマゾンでは、大規模な山火事が起こっています。アマゾンの熱帯雨林が破壊されるとアマゾンの砂漠化が起こると警告する科学者がいます。世界の酸素の 20% を供給するアマゾンの森の保護は緊急課題です。昨年、ブラジルの大統領に就任したボルソナロ氏は「ブラジルのトランプ」と称せられています。環境保護よりもアマゾンの開発に熱心で、ハンバーグ用の肉牛牧場や大豆生産のための農地開発を奨励しています。そのため、森を焼いて農地にする焼き畑が森のあちこちで行われ、これが大規模な山火事の一因になっているとの指摘もあります。

ヨーロッパでは気候非常事態宣言に対応する動きの一つとして CO₂ を大量に排出する飛行機はやめて列車に切り替える動きが目立っています。スウェーデンの 16 歳の少女が、国連の「気候変動サミット」に出席するため、アメリカに行くのに飛行機をやめて船で行くことが地元の新聞、テレビで

話題になっていたようです。

気候危機が深刻だという認識が、特にヨーロッパを中心に高まっています。日本では気候変動危機についてはそれなりの認識はありますが、「非常事態宣言」をするほどではないといった受け止め方が支配的で、ヨーロッパとの認識ギャップを感じます。

横道の話が長くなってしまいましたが、これから本題の審議会の議論に入りたいと思います。

今日は、議題の第一が市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定についてということで、一番大きな今日のテーマです。

まず事務局から説明して頂きたいと思います。

【議題（１）】（市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

：資料１ ごみ排出量等の将来推計について）

佐久間課長：資料１をご覧ください。ごみ排出量等の将来推計についてでございます。

１ページは市川市の将来人口推計についてです。

まず、近年の本市の人口の推移について、ご説明いたしますと、グラフの左上、赤字の曲線になります。近年、本市の人口は増加傾向にあり、平成27年の48万2千人であったのが、この3年間でも1万1千人増え、平成30年度には49万3千人となっております。当面はこの増加傾向は続くものと考えられますが、増加幅は緩やかになり、少子高齢化等により、いずれは人口の減少期を迎えると考えられます。

一方で、本市が平成27年度に実施した人口推計においては、グラフの一番下、緑色、■マークの曲線のように、平成27年度をピークとして、令和2年度には約46万6千人、その10年後の令和12年度には、約44万3千人にまで人口は減少するものと推計されており、実態との乖離が大きい状況となっております。

この他の推計としては、厚生労働省の機関である「国立社会保障・人口問題研究所」が平成29年度に実施している推計がございますが、この推計値についても、グラフでは、青字、▲マークのグラフのように、令和2年度時点で約48万5千人となっており、市の推計ほどではないものの、実態とは乖離が生じております。

このことから、比較的乖離の少ない、「国立社会保障・人口問題研究所」の人口を基礎とし、独自に推計を行いました。

この推計では、黒字、●マークのように、今後、ゆるやかに人口は増加し、令和7年度頃にピークを迎え、その後、減少はするものの、大きな減少に

は至らないとの推計になっております。

続いて、2ページをご覧ください。

上段の1人1日あたり排出量は、過去5年間の傾向がこのまま続いた場合の推計値を、簡易的に推計したものであり、この値と、人口推計を基に、将来的なごみ量を推計したものが、下段のグラフのようになります。

このまま行きますと、総排出量や3ページにございます焼却処理量は、令和12年度には平成30年度と比較いたしまして、7%ほど減少することになります。

計画の改定にあたりましては、今後の新たな取り組みによりまして、さらにどれくらい削減できるのか、あるいは、目標として、どこまで削減するのかを検討、設定することになります。資料1の説明は以上になります。

【議題(1)】(資料1 ごみ排出量等の将来推計について)の質疑応答

三橋会長：ありがとうございました。それでは、資料1 ごみ排出量等の将来推計について、今、説明をして頂いた訳ですけれども、何かご質問なりご意見があれば、お出し下さい。

川口委員：鬼高小学校の川口です。

ごみとは直接関係ないですけれども、市の人口推計のもので、緑が44万その他が48万と49万と5万人くらい違ってくる推計の違いについて、もしわかれば教えて下さい。

佐久間課長：人口ビジョンにつきましては、下に書いてある「市川市・まち・ひと・しごと創生総合戦略」で決めています。この設定の時期が平成28年3月になっていまして、その時点ではまだ引き続き減っていくだろうという推計でしたが、実際は増えていますので、その差がどんどん広がっていることによって、結果としては令和12年度で黒い●と緑の■では5万人くらい離れています。

ちなみに、今のじゅんかんプラン21の計画の人数でも、令和6年度で44万100人くらいになるだろうということで、推計をしていまして、それは元々緑の■の人口ビジョンを基に考えていまして、だいぶ時点が違うのと、人口の増加なのか減少なのか、そういったところが変わってしまったため、大きく離れるという結果になったということでございます。

川口委員：ありがとうございます。

三橋会長：将来人口推計で、国立社会保障・人口問題研究所がやっている国全体の推計は恐らく間違いないと思います。それに従って、市川市の人口が減るといような推計をすると、この緑の■のように右下がりになってしまいます。

日本全体の人口の増減の動きと市川市の人口の増減の動きとは、いろいろな理由があって違ってきているということですね。それを考慮しなかったということでしょう、この緑色の推計というのは。別の要因があってこの緑色が右下がりにならないでちょっと右上がり、横ばいという感じになっていったと思います。だから、それぞれの自治体の特性が相当重要です。

金子委員：これは、我々議会にいるものにとってはいい推移ですよ。市川市が住みよいいという結果なのかなと思います。

例えば今、会長がおっしゃった全体の人口推計、基本的には少子社会、高齢社会という形の中でこうなんだろうということだけれども、市川市はどうやら違うという形になっていて、市川市は近隣の船橋とか浦安とか松戸とか同じですか。人口推計研究所か、人口ビジョンのところと同じ感じ。他市もそんな状況ですか。

佐久間課長：近隣市についても同様の状況でございます。

金子委員：市川市が特別ではない。その辺は残念。はい、わかりました。

青山委員：市議会議員の青山です。

行徳なんかは外国人が多いですよ。パキスタン系とかアラブ系とか韓国、中国も多いです。外国人の人口流入の推移は、こういう中に入っていますか。

佐久間課長：外国人も含まれております。

青山委員：わかりました。

三橋会長：では、資料1についてはよろしいでしょうか。

それでは次、資料2計画の改訂における基本的な考え方等について事務局から説明して下さい。

【議題（１）】（市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

：資料２ 計画の改訂における基本的な考え方等について ）

佐久間課長：続きまして資料２の説明をいたします。

資料２、１ページをご覧ください。

計画の改定における基本的な考え方等について、案としてあげさせていただきました。

まず、大きな１番 ごみ処理を取り巻く状況の変化等への対応について、です。(1)から(3)まであげさせて頂いております。今回の計画改定の背景として、前回の改定時とは異なる状況もございますことから、その点について確認させて頂くものでございます。

まず、(1)の、ごみ処理体制の現状について、といたしまして、前回の審議会でも報告させて頂きましたように、東京オリンピック・パラリンピックによる建設費の高騰により、クリーンセンターの建て替え時期が延期となったこと、また、最終処分場がない本市においては、引き続き、最終処分への依存の低減が求められること。(2)といたしまして、資料１でもご説明いたしましたが、近年の人口増加や、今後の少子高齢化による人口減少等を踏まえた計画とする必要があること、(3)といたしまして、①では、昨年６月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されていること２ページへ移りまして、②では、近年、海洋プラスチックの問題や、食品ロスの問題が世界的な問題となっており、国内においても、関係法や計画が策定されていること、③では近年、頻発する大規模災害への対応の強化が求められていること、以上を踏まえた計画とする必要があると考えております。

次に大きな２番 計画の目標年次についてでございます。次期計画の目標年次は、現計画と同様、計画策定から概ね１０年後を目処に設定することを考えております。

続いて、３ 計画の基本目標についてでございます。

(1)目指すべき将来像でございますが、現計画で掲げております「資源循環型都市いちかわ」については、次期計画においても、引き続き、目指すべき将来像として掲げていくという考えでおります。(2)基本方針につきましても、大きくは変更しないという予定を持っておりますが、必要に応じて、新たな視点を盛り込むことも考えております。例としては、低炭素社会の実現などを想定しております。

3 ページをお願いします。

4 数値目標の指標でございます。継続性を確保する観点から、基本的には現計画の目標を引き続き採用する予定ですが、必要に応じて、これらを補足する指標を設定することも考えております。

補足する指標といたしましては、例えば、家庭系ごみのみを対象とした、1人1日あたりの排出量などを想定しております。

次に、5 目標を達成するための施策についてでございます。今後、5年間に重点的に実施すべき施策を明確にしていくということでございます。重点的に実施する施策として、(1)さらなるごみの減量・資源化に向けた施策として、「3Rの推進に向けた広報・啓発の強化」近年の世界的な状況を踏まえまして、「食品ロスの削減」「プラスチックごみの削減」現計画でも重点施策として位置づけております、「リユースの促進」また、今後さらなる資源化の促進に向けては、「新たな資源化品目の検討」が、その中でも特に「バイオマスの利活用の促進」が重要なテーマになるものと考えております。

「経済的な手法の活用」につきましては、これまでもこの審議会でもご審議頂いておりますように、家庭ごみの有料化はごみの減量に向けて効果的な施策でありますことから、引き続き検討する必要があると考えております。

また、「事業系ごみの減量・資源化対策」につきましては、ここ数年、家庭ごみが減少傾向にあるのに対し、事業系ごみは横ばい状況にございますことから、さらなる対策の強化が必要であると考えております。

続きまして、その他重点的に取り組む事項といたしまして、高齢社会の進展を踏まえまして、「高齢社会に対応した収集サービスの検討」が必要であると考えております。

次に、「再生可能エネルギーの地産地消」につきましては、本市では、再生可能エネルギーを積極的に利活用した低炭素社会への取り組みを進めていることから、重点事項に位置づける必要があると考えております。

「不適正排出・不法投棄対策」につきましては、平成29年度にこの審議会からもご答申を頂き、対策を行っているところではありますが、引き続き対策の強化が必要と考えております。また、現計画の策定以後、収集体制の見直しを実施してきているところでございますが、今後も継続して、効率的な収集体制の推進が必要と考えております。

「クリーンセンターの建て替えの具体化」につきましては、今後の建設費の動向等を踏まえた計画とする必要があります。

「災害時におけるごみ処理体制の強化」につきましては、昨年、策定した災害廃棄物処理計画の実効性の向上とさらなる実施体制の強化が必要と考えております。

以上が、計画の改定にあたっての基本的な考え方でございますが、主な検討事項ということで案を示させて頂いております。

重点的な施策については、今回の会議において、各項目の具体的な方法論を議論して頂くというものではございません。現状と課題や計画の改定に向けた基本的な考え方を踏まえて、具体的に検討する必要がある施策の項目についてご意見を頂戴したいと考えております。

資料2の説明は以上でございます。

【議題（1）】（資料2 計画の改訂における基本的な考え方等について）

の質疑応答

三橋会長：それでは、基本計画の改定についての基本的な考え方を今、説明して頂きました。これについて、ご意見ご感想などあれば、積極的にお出しいただきたい。いかがでしょうか。

青山委員：最終処分場は、今どこでやっていますか。

佐久間課長：まず、千葉県内ですと銚子市と富津市があります。それから県外ですと、山形県米沢市と秋田県小坂町などです。

青山委員：処理場まで持って行って埋めるのですか。

佐久間課長：そうです。

青山委員：銚子は近いけど、山形、結構遠い。

東京湾に埋めたらどうか。東京湾の少し残っているところ。行徳には、まだ埋める所あるから、千葉県の許可をもらって。

椎名副参事：海に埋め立てるのを海面埋立と呼んでいますが、現状新しく海面埋立、海への埋立の最終処分場を作るという状況にはないというふうに理解しております。やはり内陸部の地方の谷筋とか山のような元の地形を利用して埋め立てるのが主流であるというふうに理解しております。

青山委員：画期的なことを考えないと。最終処理は、結構大変です。第二期の埋立は中止になりましたが、今、市長が取り組んでいるバイオマスの利活用というところをもっと促進していったら、本当は良いと思います。バイオマスをもっと促進して、そうすれば生ゴミからいろんなメタンガスをこういう発電するものが出るから、もっと促進していかないと、減量と言うか最終処分の物は減らないですよ。

遠くに持って行くというのは、やっぱり山形に持って行くということは、そちらの市町村にも迷惑がかかるから、地産地消じゃないけれども、この中で処理できるような体制を考えていかないと。ましてこれから新しいクリーンセンターを作る時に、あまりそういう残土が出ないような画期的な工具を考えて作ってもらおうとか、そうしないとそういった物だけでも結構運搬費だけでも税がかかります。

あと最後の方に出てくる大型ごみのリユース、これをもっと促進して行ってその辺の利益を充てるとか。リユースもインターネットで売るには、なかなか売れないですよ。だから、今結構リサイクルショップというのはやってるから、いい立地の所に店舗を作って、そういうリサイクルを促進していったら、もっと売れるかもしれないし、そういうところも総括的に考えてないと減量出来ないと思います。そこのところをよろしく願います。

三橋会長：他にいかがでしょうか。

金子委員：時期的なことをちょっと整理しておきたいのですが。平成27年5月が前回のじゅんかんプラン21のスタートでしたよね。これは10年の予定で、じゅんかんプラン21の4ページを見てみるとよくわかるのですが、要するに平成21年からスタートしたのが、本当は30年度までの10年間、これが見直しをしたという形の中で27年にスタートして、それから10年間という平成でいうと36年、今年が平成でいう31年。従って、ここで見直しをしようという、いわゆる当時の10年から5年に短縮をしているということですよ。ですから、その辺は先ほどもいろんな事情によって変わるものだから5年で見直しをしよう、この最初の年も同じように5、6年で見直しをして27年が変わっている。当初21年から27年だから6年で見直しをした。ちょうど、タイミングとしては5年経過した中で4年か見直しをするということになると、ここにも先ほど出てきたように、これから10年またはこれから見直しをしてもう1年くらいかかるでしょうから、令和2年から10年、令和12年を目指して新たな見直し、計画をしていくのか。これ

が1点確認しておきます。

それから、クリーンセンターのこれも時期的なものですけれども、当初の平成6年に今のクリーンセンターが出来て、20年で寿命が来ると。そこで議会で皆さんから提案があったのは、これを補強して20年でだめになるのを10年延長出来ました。新たに令和6年かな、これが10年経っちゃうと。従って6年には新たなクリーンセンターが稼働すると書いてあります。

しかし、今オリンピックその他の建設需要で人件費が高くなったので、もう何年か見直して、議会でも3年と聞いていますが、最終的には令和6年が令和9年にクリーンセンターが新たに稼働しないと間に合わないというふうに確認しておいていいですか。6年と言っても、あとわずか5、6年です。延ばしたとしてもそろそろスタートしなくてはならない。

その辺のところを、まずは、じゅんかんプラン21の改定時期の確認とクリーンセンターの補強の延長、そして更なる見直しの3年延長、これを時系列で確認したい。

佐久間課長:最初の質問のじゅんかんプラン21の中間見直しの件についてお答えいたします。委員のおっしゃるとおりでして、まずこの計画自体はこれから見直しを始めまして、令和2年度中にできれば改定したいと考えています。そこから10年間の計画を作りたいということです。

前回から約5年で見直しをかけるというのは、冒頭の資料1でもご説明しましたように、人口推計がもう大きくずれていますので、処理量とか焼却処理量、最終処分量そういったものが全部人口によって変わるものなので、そういった点でも5年も経ったところで見直しをかけようということで、動いているところでございます。

以上です。

阪田課長:新クリーンセンター建設準備課です。

次期クリーンセンターの計画については、委員がおっしゃられた通り、延命化工事をいたしまして、当初の予定から10年延長して、計画を進めていたところでございますが、昨今の東京オリンピック等の影響により建設費が高騰していることから、昨年度事業を一旦中止し、3年程度延期することが決まったところでございます。

今後の事業の再開の予定につきましては、建設費の動向を注視するとともに、現クリーンセンターの老朽化の状況を鑑みながら、再開の時期を決めたいと思っております。

また、近年、建設業界では、労働者不足や働き方改革等の影響により、当

初の計画より工期が延びるといったことも想定されております。この3点をよく精査しながら事業を進めてまいりたいと考えております。
以上でございます。

金子委員：私が申し上げた通りと。時系列的な確認で、27年にスタートしたものが5年で見直して、令和2年に見直しをして、最終的には令和12年ということですね。

クリーンセンターの方は、本来なら、1回10年延期したから令和6年だったけど、3年ほど見直しをしていて令和9年の完成を目指す。

しかし、まだスタートしていないけど、建設費の動向や老朽化の状況を鑑みながらやっていくと。これでいいですね。

三橋会長：他にいかがでしょうか。3ページの重点的に取り組む事項に書かれております中で、是非ここに書かれていないことでこういうことも入れた方がいいのではないかとということがあれば、何でもお出しください。

だいたい重点的に取り組む項目、かなり網羅されている感じがしますが、更にこういうようなことも必要だというものがあれば、お出し下さい。

鎌形委員：7月からごみの収集が隔週じゃなくなりましたが、どのくらい市民の人に周知、わかっているかという問題が1つあります。

たまたま、私が一時的に引っ越しました。それで若い人と一緒になった時に、わかっていませんでした。たぶん、市の広報とかいろんな物でお知らせしたと思いますが、生ごみはわかっているけど、他の物がまだ隔週じゃないかって思っていたようです。ちょっとそれを意外に思いました。

例えば、共稼ぎの人も多いですし、それから、お子さんがいて育児に追われている方もいますし、周知が出来てないところがあるのではないかと思います。

もっと知らせないと、一緒くたにして出されているのではないかと思いますので、お知らせしておきます。

西倉課長：生活環境整備課よりお答えします。広報とかホームページとかいろいろな媒体を通じて皆様にお知らせしたり、あとは出前説明会とかそういったもので皆様に周知しております。更には地域のじゅんかんパートナーさんという方がいて、そういう方々を通じて地域により細かく伝わるように周知はしているところなんですけど、まだまだ全ての人に行き渡っていないという状況が今、お話がありましたので、そういったところも含めて我々も参

考にさせて頂きながら、更に周知を進めて参りたいと思います。
ありがとうございます。

鎌形委員：自治会から回覧板とかそういうのが来ていますけれど、若い人達は全然それを見ていないです。共稼ぎしている人とか朝早く夜遅く帰ってくるような、そういう人達にもっと知らせれば、ごみももっと資源ごみと分けたり。それから7月からそういうふうになったことは、わかりやすくなりましたけれども、でも、まだ知ってない人もいるってことです。

西倉課長：わかりました。そういう年齢層による課題もあるかと思しますので、我々もその辺を注意しながら、参考にさせて頂きながら進めて参りたいと思います。

三橋会長：ありがとうございます。どうぞ。

川口委員：3ページのプラスチックごみの削減とあります。現実、プラスチックごみが、今本当に問題になっている。後から出てくるみたいですが、なかなかこれ市町村レベルで現実に削減と言っても、国レベルとか産業界とかレベルでないと難しいと思います。これら確かに削減と書いてあったりとか、いろんなこういうことをやっていく時に何々の対策とか検討とかというようにあった場合に、自分の職場でも会議とかそうですが、具体的にこうしていこうというものは実績が上がっていかないものですから、この緑の方（じゅんかんプラン21）を見ていても、達成するための施策とか28ページとか見ていった時に、市川市として具体的に市民にこういう働きかけをしたりとか、こういうことをして行ってプラスチックごみを削減とかこういう対策をしていますとか、もしあるのであれば、教えて頂けたらなど。具体的なことを教えて頂けたらありがたいなと思います。

三橋会長：プラスチックごみの削減については、別途説明してもらいますので、今の質問は頭の片隅に置いておいて下さい。

とりあえず、基本的な考え方についての説明の部分で他に何かございますか。プラスチックごみとか食品ロスの削減などについては、別途資料を用意してある訳ですね。それはその時に説明してもらおうとして、改定における基本的な考え方の部分で、追加で何かあれば。

松本委員：この中でリユースの促進というところですが、今、家を建て替え中です。リサイクルプラザは、前に高架線の下にあった時は、結構利用したことが

あります。

今回、遠くに離れているリサイクルプラザの担当職員に来ていただき、整理ダンスや本棚など回収していただきました。

仮住まいに必要な小さな家具を購入して来ましたが、商品が少なく、今まではダンスとか茶ダンスとか多かったのですが、今は、お皿などもみな回収しますと言われ、大皿なども回収していただきました。

市の真ん中あたりに移動してくれば、もっと利用が進むと思うし、ごみの削減につながると思います。これは提案かもしれませんが、切に思いました。

担当職員にはあれもこれもと回収してもらい、お陰様できれいになりました。回収したものを市の中心で活用出来たら本当にうれしいと。私の願いです。

三橋会長：リユースセンターを出来るだけ市民の皆さんが簡単に行けるような場所を作ってあげれば、リユースの利用が活発になるのではというご意見だったと思います。優先課題の問題ですね。やっぱりそういうものを割と便利な場所に作るというと、そこにある何かをどかさなくちゃいけない問題が起こるかも知れない。

しかし、それは割と重要な事です。だから、今のご意見なども頭の中に入れてつつ、新しい基本計画を作ってもらいたいということで、よろしく願いします。

それでは、時間の問題もありますので、次に資料3 プラスチックごみについて、事務局から説明して頂きます。

【議題（1）】（市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

：資料3 プラスチックごみ問題について）

佐久間課長：資料3、資料4につきましては、次回の審議会において、個別の施策として審議して頂きますが、それに先立ちまして、皆様に、プラスチックや食品ロス問題の現状と課題について共有して頂くために、ご説明させて頂くものでございます。

それでは、資料3 プラスチックごみ問題についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

日本におけるプラスチックごみの課題としては、海洋プラスチックによる環境汚染、中国などの廃プラスチック輸入規制などがございます。プラス

チックは、限りある資源である石油を原料としているため、リデュースやバイオプラスチックの普及を進めていく必要がございます。海外では、欧州委員会がプラスチック廃棄物と海洋ごみ量を削減することを発表し、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、目標12「持続可能な消費と生産」等で、天然資源の持続可能な管理や効率的な利用を目標と定めるなど、製品を使用・廃棄した後で資源として循環させていく循環型経済へシフトする動きが活発となっております。

2ページをお願いいたします。

海洋プラスチックごみ問題についてご説明いたします。2016年1月のダボス会議に合わせて発表された報告書において、海洋へ流出しているプラスチック量が年間約800万トンで、このままでは2050年に世界全体の魚の重量を上回ると報告があり、国際的な関心が高まっております。海洋プラスチックごみの中でも漂着ごみは、海洋環境への影響や船舶航行の障害などが問題視されております。

また、5mm以下のマイクロプラスチック粒子であるマイクロプラスチックによる海洋汚染は、世界各国で観測されており、日本近海のマイクロプラスチック量は、世界平均の27倍もあると報告されております。

このため、プラスチックの海洋への流出状況を把握し、陸域でのプラスチックの資源循環を進め、不法投棄撲滅を徹底し、廃棄物の適正処理、マイクロプラスチック流出抑制、海洋ごみ回収などを進めて行くことが重要となっております。

3ページをお願いいたします。

こちらは、マイクロプラスチックについての説明と、海洋生物への影響についての資料となっております。

4ページをお願いいたします。

中国の廃プラスチック輸入禁止措置についてご説明いたします。

2017年7月、中国政府は2017年末までに生活由来の廃プラスチックなどの輸入を禁止することとし、同年12月末に禁輸措置を行いました。これにより、東南アジア諸国が輸出先の受け皿となりましたが、短期で大量のプラスチックごみが輸入されたため、東南アジア諸国でもプラスチックごみの輸入に制限をかけるようになってまいりました。

有害廃棄物の国境を越える移動、処分を規制するバーゼル条約においても、令和元年5月に、汚れたプラスチックごみを規制対象とすることが決定さ

れたところでございます。

なお、中国の廃プラスチック輸入禁止措置を受け、国から市町村へ廃プラスチック類の受入処理を要請する通知がございましたが、本市では、廃プラスチック類等の産業廃棄物は、事業者処理責任があると考えており、また、松戸市からごみを受け入れるため余力がないことから、廃プラスチック類の受け入れは行わない計画でございます。

5ページをお願いいたします。

プラスチック資源循環戦略についてご説明いたします。

資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の課題に対応するため、プラスチック資源循環戦略が2019年5月31日に策定されました。基本原則を3Rと再生可能資源への代替としており、2030年までに、ワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制すること、容器包装の6割をリユース・リサイクルすること、再生利用を倍増することなどを掲げているところでございます。

6ページをお願いいたします。

こちらは、前回の審議会一般廃棄物のプラスチック、産業廃棄物のプラスチックの処理方法の違いや、本市での対応状況についてご意見がございましたことから、内容について整理させて頂いた資料でございます。

本市における一般廃棄物の家庭廃棄物のうち、容器包装プラスチック類については、図で示してございますように、国内で資源循環しており、中国の廃プラスチック輸入禁止措置による直接的な影響はございません。

7ページをお願いいたします。

こちらは、産業廃棄物の廃プラスチック処理の流れとなっております。

企業が出した廃プラスチックが中間処理施設を経て、国内において、リサイクル、燃焼利用、焼却、埋立てされるもの、海外へ輸出されるものがございますが、このうち、海外への輸出が難しくなっているところでございます。

説明は以上です。

【議題（1）】（資料3 プラスチックごみ問題について）の質疑応答

三橋会長：ありがとうございました。今、プラスチックごみについて、かなり詳細な説明がありました。何かご意見なりご感想なり、あるいは説明がよくわからなかったというようなことも含めて、自由にお出してください。

原木委員：2ページの真ん中あたりですが、マイクロプラスチックの量は世界平均の27倍というふうに明記されております。これは日本の人たちの出す量なのか、世界各国から流れている量が多いのか、教えて頂きたい。

佐久間課長：マイクロプラスチックは海洋を流れている物が、波の力で細かくなったものとか、顔を洗ったり歯磨き粉に入っている小さい粒々と言われております。なので、どこから流れてきたかというところは海流の関係もあるので、わかりませんが、やはり日本から出ている物も含まれていると思います。

三橋会長：中国がやはり相当入っているので、その影響が非常に大きいです。

佐久間課長：国別の流出量というのがございまして、今会長からお話があったように、中国が第1位、2位がインドネシア、それからフィリピン、ベトナムと、なっていて、日本は30位です。日本由来は少ないかなと思います。

原木委員：ありがとうございます。

三橋会長：このプラスチックの問題は、非常に悩ましい問題です。

生活の利便性に貢献する一方で、やはりこういう問題が起こってきてしまっているということですから。何でも良いことだけで終わる訳ではないので、節度というのは大切ですね。

金子委員：先だつての審議会でもこの話題があつて、私もそういう心配をしたら、市川市のものは、国内再利用だけで終わってるから、それについては心配なし。ただ、産廃についても受け入れないというふうに簡単に言ってたけど、市川市の場合ね。

今日業者の皆さんもいらっしゃるのかな。いわゆる産業廃棄物のプラスチックの滞留というか、在庫がものすごいいっぱい溜まっちゃってる。中国にも止められて、更にまた止められちゃうというような中で、そしたら、市川市は市民の廃棄物だけを考えればいいということにはなるのでしょうか。

実態として、産業廃棄物のプラスチックの処理というのは、市川の現状というのは捉えていますかね。いわゆる市とは直接関係ないけれども、市川の市民の業者もいらっしゃる。そうした中で、産業界でのプラスチックの大量滞留状況がどうなってるのかなということが、ちょっと気になったのですけど。それはそれで、ほっといてもいいのかどうか。

佐久間課長：まず、市内にも、廃プラスチックを扱っている産廃の処理業者さんがたくさんいらっしゃいますが、市としては、それが今どれくらい積みあがっているとかという把握はしていません。

金子委員：業界の情報がありますか。

宮方委員：清掃組合でも一応一生懸命お互いの組合で情報交換してはいますが、そこまではまだ私の耳には届いていません。

金子委員：ちょうど、このことはさっきテレビでも言っていましたが。なんと日本は世界で2番目のプラスチック王国だそうです。プラスチックを使っている国。消費者がいわゆるペットボトルからトレイから何から。それが、いわゆる廃棄物としてはさっき何十番目かもしれないけど、使っている生産の立場からすると世界第2位。ヨーロッパなんかと比べて、意識が劣っていると思います。先程、温暖化に対して宣言する市があってもいいというような話がありました。まず、市川市はともかくとして、日本中がそれをやらないと来年のオリンピックでどうしてこんな国なんだって言われそうだとおっしゃっていました。最終的には、代替をするような植物で出来たような容器を作りあげるとか、いわゆる植物性ペットボトルを使うとか。

商業に対しても、いわゆるスーパーなんかに対しても、袋持ってきなさいっていうね。マイバックを推奨する。同時に使いたい人は、1枚10円とか3円とかっていう高額な、というようなことをやらなければ、来年に間に合わない。来年ですからね。行政がある程度強制介入していかないと。自由な商業だからといっても、かなり難しいし、今までどおり皆さんにご協力頂くというところですが。どうしてもプラスチックを使う場合には、高額なあるいはペナルティを課すとかというような行政的な規制なんていうのは考えられないですか。国がやるようなことになっていると思います。ただ、もう来年のオリンピックにこんな国にどうしてだって言われちゃいそうだとおっしゃっていましたから。ちょっと気になっています。

佐久間課長：先ほどの川口委員のお答えにも繋がるのですが、市川市として、今プラスチックごみを削減するために取り組んでいることとしましては、金子委員のおっしゃったマイバック運動、レジ袋を減らすためのもの。それから、ゴミの減量化・資源化協力店制度。それから、マイボトルマイカップ運動とあって、例えばペットボトルのお話が出ましたが、そういったものをすぐ購入するのではなくて、自分で水筒を持って出掛けましょうとか、

そういったことを市民の皆さんにお勧めしているところですが、おっしゃったように2020年度までにそれが実効性あるのかと言われると、さらに踏み込んだところも考えなければならないというふうに思います。

金子委員：市川市だけでね、プラスチック対策というのは、そう簡単じゃないにしてもかなり踏み込んでいかないと、決定的な結果になるようなそれにはならない気がします。大変でしょうけど、国がもっとしっかりしてやらなきゃだめですね。

私からは以上です。

三橋会長：それではよろしいでしょうか。

おっしゃるように、国レベルでもプラスチック対策では、ヨーロッパ諸国と比べると相当遅れていました。オリンピックであわてているんなことやって、やらないよりもいいのかなって感じではありますけど。

次の議題に移ります。食品ロスの問題についてお願いします。

【議題（1）】（市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

：資料4 食品ロスの問題について）

佐久間課長：資料4 食品ロスの問題についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

始めに、食品ロスとはどのようなものかということに記載しております。

食品ロスとは、本来食べられたはずなのに廃棄されてしまった食品のことです。主な原因は、手つかずのまま廃棄されたもの、食品の食べ残し、過剰除去です。

続きまして、日本における食品ロスの状況についてご説明いたします。

日本国内の食品ロスは、平成28年度推計で、年間約643万トンです。日本は、食料を輸入に依存しており、廃棄物処理にも多額のコストを使い、家計への負担も大きいため、食品ロスを削減していく必要がございます。

国では、食品ロスの削減の推進に関する法律を公布し、食品ロス削減に向けた取組みを進めているところでございます。

2 ページをお願いいたします。

食品ロスの削減の推進に関する法律についてご説明いたします。

法律には、まだ食べることができる食品が捨てられないための社会的取組み、国、地方公共団体、事業者の責務や消費者の役割、関係者の連携、10

月を食品ロス月間とすること、政府が食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定した後、都道府県・市町村が、食品ロス削減推進計画を策定することなどが明記されております。

また、基本的施策として、消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発や食品関係事業者への支援など6項目を挙げております。説明は以上でございます。

【議題（1）】（資料4 食品ロスの問題について）の質疑応答

三橋会長：今、食品ロスについて、説明がありました。何かご質問なり、このことはどうということかというようなことがあればお出しください。

柳沢委員：よくコンビニのお弁当の賞味期限と言うか、消費期限と言いましょか、それがあって、廃棄をするということがよく言われていますけれども、それって事業系廃棄物と家庭系廃棄物のどちらでしょうか。

官方委員：個人で買った場合、うちへ持って帰って食べられなかったら、それは家庭系ごみ。あくまでもコンビニとかスーパーとか、そういったところでごみになるのは、事業系です。

三橋会長：この食品ロスについてもいろいろ議論されて、ようやく法律が公布されたということです。国の政策が、現実に押されて対応する、問題が深刻化する前に事前に対応することがなかなか出来ない、そういう欠点が、新しい変化に対して山積しています。

官方委員：個人的な話ですが、私は1週間くらい前にもやしを買ってきたんです。いろいろ買って、もやしがたまたま冷蔵庫の中に残ってしまった。もったいないことですがけれども、もうもやしにくたっとなっちゃって食べられないので、生ごみに捨てちゃいました。

個人個人が気をつけて、余計に買すぎないとか。あくまでも食べられる量、1日食べる量はだいたい決まっていますので、食べられる分だけを買うなり。今の季節はあんまり保存がきかないものですから、冬と違って暑い時は。冷蔵庫は魔法の箱ではありませんので、つくづく私も思いましたけど、いろんなものが入っておりますが、なるべく賞味期限があるので、食べてはいますが。生関係、魚にしろ何にしろ、食べられる量をやっていけば、個人個人が意識すれば、多少なりとも減るのかなと、もやしで気がつきましたよ。今度気を付けようと思って。くだらないことですが。

三橋会長：いや、おっしゃるとおりです。個人が少しマインドを持つだけで、変わるだろうとは思いますが。新しい法律がうまく機能すると思います。それでは、この食品ロスについてはこれでよろしいでしょうか。特につけ加えると質問、ご意見ございませんか。それではその次、資料5 ごみの減量リサイクルに関する市民アンケートについて、事務局の方からお願いします。

【議題（1）】（市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

：資料5 ごみの減量・リサイクルに関する市民アンケートについて

佐久間課長：それでは、資料5「ごみの減量・リサイクルに関するアンケートについて」でございます。こちらは市民3000人を対象とし、8月23日にアンケート用紙を発送したところでございます。資料としてつけさせていただきます。アンケート結果につきましては、次回の審議会で報告をさせていただきます。説明は以上です。

【議題（1）】（資料5 ごみの減量・リサイクルに関する市民アンケートについて）の質疑応答

三橋会長：アンケートの質問内容なんかはここに書いてある通りです、ということで、どういう結果になるか、次回の審議会で報告して頂くということになります。それでは、計画の改定における基本的な考え方について、食品ロス、プラスチックという各論について言及して頂きました。この議題1の議論はこれで終えまして、今日の議題の二番目の（2）その他についてお願いします。

【議題（2）】（その他：資料6 大型ごみを活用したリユース事業について）

西倉課長：資料6について生活環境整備課からご説明いたします。大型ごみを活用したリユース事業についてご説明します。はじめにクリーンセンターに持ち込まれる大型ごみの扱いについてですが、大型ごみを含め、不要となって排出されるごみは、所有権が放棄されていると考えられるため、民法239条により無主物となります。無主物は、新たな持ち主が所有権を得るため、まだ、使える大型ごみを市が選別してリユースする場合は、市に所有権があります。他の自治体では、ごみ処理券にリユースに合意する旨のチェック項目を設けるなど、所有権放棄の意思確認をしている例もあります。

これを踏まえて「大型ごみを活用したリユース事業について」ご説明します。前回の審議会において、「フリーマーケットアプリを活用したリユースの手法として市民が排出する大型ごみのうち、まだ使用可能なものについて、フリーマーケットアプリを活用して、市が販売することで、リユースの促進と歳入増につなげることはできないか」とのご提案がございました。市ではこれまで、大型ごみのリユースの取り組みとして、民業を圧迫しない範囲での施策となりますが、平成 27 年度及び平成 28 年度に、市民から排出される大型ごみのうち、再使用可能なタンス類、テーブル類、ベッド類、机類、イス類などの家具やベビー用品類について、市民にリユースすることを事前に了解を得たうえで、市川市清掃公社へ収集運搬を委託し、リユース事業を行っておりました。

しかしながら、平成 27 年度は委託料 340 万円に対して販売価格が約 80 万円、平成 28 年度は委託料約 320 万円に対して販売価格が約 40 万円と、費用対効果が低かったことなどから、2 年間で事業は終了し、現在では、ホームページを通じてリユースを呼びかけるとともに、リユースショップを紹介し有効活用するよう呼びかけております。

次に、本市がフリーマーケットアプリを活用し、個人間のリユースの橋渡しをする事業を行うことについては、民間同士の取引に市が入ることで、商品のクオリティ等に対するトラブルが予想され、安定的に運営するには課題も多いことが考えられます。

民間ではアプリを利用したフリーマーケットやインターネットオークションなどが活発に行われていることから、大型ごみとして廃棄する前に、リユース可能かどうかをもう一度考えて頂くこと、また、市民に対してアプリの活用を促すなどの啓発をしていくことが効果的であると考えられます。その一方では、まだまだ、インターネットでの取引を活用しきれていない方、また、敬遠しがちな方々もいることも考えられ、そういった方々にも活用を促すような手法も効果的だと思われれます。

2 ページ目をお願いします。

他市での取り組み事例をご紹介しますと、松戸市では、粗大ごみ処理券にリサイクルする可能性があることを明記しており、市民が自己搬入した粗大ごみや市で収集した粗大ごみ等の中から使えそうなものを、障がい者就労施設で修理・清掃して販売する粗大ごみリユース実証事業に取り組んでいます。

この事業では、就労継続支援事業所が、松戸市から粗大ごみ等を譲り受け、施設利用者が修理・清掃・販売する仕組みとなっております。市内の家庭

から出された粗大ごみの中には使えるものがあり、この取り組みによってごみの減量とともに、その売り上げが障がい者福祉施設利用者の工費向上と障がい者の社会参加促進につながっております。

3 ページ目をお願いします。

神奈川県秦野市では、市とリユース事業者が連携し、使用済製品等のリユースを進める環境省モデル事業に応募し、平成 23 年度から市民が自己搬入した家具などの粗大ごみのうち、リユース同意確認済のものを市が選別・保管しておき、登録しているリユース業者が、リユース品として売買できるものを市から購入し、リユース業者のノウハウや販売ルートを活用し販売を行っております。

5 ページ目をお願いします。

東京都町田市では、市が収集した粗大ごみのうち、排出者からリユースの同意を得られたもののうち、再生可能な家具類等を、一般財団法人である「まちだエコライフ推進公社」が修理・再生して販売する事業を行っております。資料 6 についての説明は以上となります。

【議題（2）】（資料 6 大型ごみを活用したリユース事業について）の質疑

応答

三橋会長：大型ごみを活用したリユース事業についての事例が松戸市とか神奈川県の秦野市とか東京都町田市とかの事例が紹介されました。何かご意見ご感想ご提案などございますか。

青山委員：さきほども言ったように、リサイクルプラザは、今の場所では集客が見込めません。人目に付く場所にあれば、お客さんは増えると思います。場所が良ければ、市が集めてリサイクルショップの人たちに来てもらうなど、やり方によって、赤字になるかプラスになるのか、よく考えれば、いいアイデアが生まれると思います。

大平部長：リサイクルプラザにつきましては、市川市清掃公社が運営しております。お話があったように、以前はニッケコルトンプラザ前の JR 高架下で運営していましたが、現在は京葉線二俣新町駅近くに清掃公社が移転しましたことから、リサイクルプラザが二俣新町という倉庫であったり、工場であったりそういうところで今、運営しております。私も清掃公社の理事をしておりまして、今後は、例えば市民まつりに出張

して家具類を持ち込んで、大きなイベントの中で販売をして頂くとか諸々提案していきたいと思います。

松本委員：感想です。実は運動していますが、家に主人の姉が使った介護ベッドがありまして、全然忘れていまして、ぎりぎりの時にリサイクルプラザに「すみません、介護ベッドがあるのですが。」と言ったら、自分の所では出来ないけれども、引き取り手を探せるアプリを紹介しますよ、ということで。買い取りも可能です、と言われましたが、その紹介された先が岡山でした。岡山の方から電話を頂いて、いつ見に行っていく回収と言ったら、全く日にちが間に合わなくて、残念で仕方なしに壊す段階になりました。私もこういうところに関わっていながら、思いつかない。あとは、先ほど話があった家の前に本当に捨てるのはもったいない品物を置き、どうぞ自由にお使い下さいという紙を貼って、ずらっと商品を並べました。見事に全部なくなっていった、それが楽しくて、毎日毎日15日くらい並べまして。大きな物は主人のステレオのスピーカー2個。これは3日間置いてもだめだったので、これは処理券しかないねと確認しに行ったら、それも全部持って行って頂いたということで、本当に信じられないほど皆さん利用して下さいます。5枚組の大きなお皿でしたら、2枚がなくなったり1枚がなくなったりしているので、1人住まいの方かな、なんて想像を膨らませながら一人楽しんでおりました。リサイクルがうまく行けば、これってすごいことなんだなって、今更ながら自分で身にしみて今回は感じました。感想でした。

鎌形委員：うちも職人さんを使っています、最近の大工さんも職人さんも社員などでございます。定年があります。それで、定年過ぎても体で覚えた仕事は割といつまでも出来るんですね。うちを70歳で辞めた職人が今85歳ですけども、いろんな物を作りたいって作りたいってしょうがない。箱でも何でも踏み台でも何でも。いろんな職人さん、大工さんにしてもペンキ屋さんにしても屋根屋さんにしても、自分では仕事を取れないけども、体で覚えているって人たくさんいるのではないかと思います。だから、使えるものがあって、それを直して下さいっていうふうには、そういう人が集まれば出来るんじゃないかと思う。そういう人の募集とかあつせんとかそういう所がわからないですね。私は、うちの中のありとあらゆる物を作ってもらいました。例えば、お風呂場のすのこだとか、背が低いから吊戸棚と踏み台だとか、いろんなものを木で作ったり。ペンキ屋さんはペンキを塗るのが得意だし、いろんな技

術があると思います。

それから、また今うちで40代ですけど、何でも出来るっていう職人さんもいます。器用なの、好きなの。だから、廃棄物をよそから引き取って、どんどんそれを直しています。

だから、そういう人もいると思いますので、学問ばかりではなく手先の器用な人っていうのはいっぱいいますから。是非ともそういうごみを、そういう人がじゃあどこに行ったら、そういうのをやらせてもらえるのかというのが、わかってないですから、もっともっとそういうのもタイアップして出来たら、いいなと思います。

三橋会長：どうもありがとうございました。今、2つの新しい提案がありました。

1つ松本委員がおっしゃったことですが、ヨーロッパとかオーストラリア、ニュージーランドなんかでは結構あるんですよ。要らなくなった物を家の前に置いておいてご入用の方はお持ち下さい、と。そういうようなやり方というのも1つ考えてみてもいいかなというご提案ですよ。

それと、もう1つは手に職を持った職人さんで、仕事したい人でも引退していて何かあれば喜んでやりたいというそういう人達の組織化みたいなものももし出来て、その辺をもう少し説明して頂ければ。

大平部長：今、鎌形委員がおっしゃったように、シルバー人材センターで、それまでの知識や経験を活かしてまた仕事をして頂くというような場もごございます。それと、もう1点はNPO団体でやっている、例えば千葉商科大学ではキッズビジネスタウンというのがあります、そこでは家を建てた時の廃材とかをいっぱい集めて、子供たちを集めて廃材で何かを作ろう、そんなイベントもありますので、そういったところもご紹介できるかと思います。以上です。

鎌形委員：シルバー人材センターはうちでも使ってますが、そういう人というのは、書類だとか書くものがすごく不得意なんです。ですから、物づくりセンターとか誰でも行って、あるものを修理する修理センターとか気軽に来れるようなのでと行くと思いますけど、なかなかその辺なんかの書類を出して、そこに加盟してというのは、うちが今まで使ってきた職人さんは不得意でございます。

三橋会長：今、ご指摘のあった手続きの簡素化みたいなものも必要だし、弾力的な対応ができれば、結構そういう人材がいて、大型ごみなんかをもう一回使えるようにできるようなチャンスが増えそうですね。その辺は、今のご提案

を入れて運用面で工夫して頂ければいいのかなというように思います。
よろしいですか。

青山委員：資料3で、高齢社会に対応した収集サービスというのがありますが、重点項目で。高齢社会に対応した収集サービスは何を検討しているのか。結構高齢になり、ごみの置場まで持って行くのが大変で、杖をつけて持って行く方もたくさんいるので、これをきめ細かく自分の家の前に置いておいたら持って行くとか、これから高齢者の対策、これをちょっと聞きたいなと思います。

二宮課長：清掃事業課でございます。

高齢者のごみ出し支援ということで、ゴールデンウィーク明けから8月いっぱいまで、今、実証実験を行っている最中でございます。これは、基本的なやり方を2つ実験している状況ですが、今、委員のおっしゃったように家の前を出してもらってそれを直接収集するやり方と、地域の自治会等に協力して頂いて、地域の方がごみ出し出来ない方の家に伺って集積所まで持って行くやり方の2通りのやり方を実験している最中でありまして。今後、出来ればこういう形で今の実験を踏まえまして、どういうやり方を取っていくのかとかを決めて実施していければと考えている所でありまして。以上です。

青山委員：これから高齢化社会に向かうのだから、ごみ持って行く高齢者が結構いるので、まして独居老人とか一人住まいの人がこれから増えると、その辺の対策、そうすることによって、ゴミの収集も増えちゃうと思いますけど、その分を違うところで削減しながら、さっきあたりサイクルリユースをもっと活用した、そういったものを活用して、そっちの方に財政というか費用を分担するのも1つの方法かと。
1番いいのは、バイオガスでこれから低炭素社会に向けた取り組みをもっと市民に周知していった方がいいと思います。ありがとうございます。お願いします。

三橋会長：今のご提案、その通りだと思いますので、よろしく申し上げます。それでは報告事項に移ります。

【報告(1)】(資料7 松戸市との「家庭系一般廃棄物の処理に関する協定」の締結について)

伊藤所長：クリーンセンターでございます。

前回は当審議会でご説明させて頂きました、松戸市のごみの受け入れにつきまして、でございます。この度、本市と松戸市との間で協議が整いましたことから、協定を7月22日付けで結ばせて頂きましたので、ご報告させて頂きます。

協定の件名でございますけれども「家庭系一般廃棄物の処理に関する協定」、協定期間は、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間、協定の内容としましては、協定期間中における現在稼働しております市川市クリーンセンターが稼働している間に限り、松戸市から発生します家庭系の一般廃棄物を受け入れるというようなものでございます。

費用の負担につきましては、本市における処理原価を基準としまして、松戸市が負担をして頂きます。

今後につきましては、毎年度協定期間中に受け入れる単価を決めさせて頂きまして、業務委託契約を締結していきたいというふうに考えております。ご報告は以上でございます。

【報告(1)】(資料7 松戸市との「家庭系一般廃棄物の処理に関する協定」の締結について)の質疑応答

三橋会長：松戸市との家庭系一般廃棄物の処理に関する協定を今説明して頂きました。どうぞ。

金子委員：年度ごとに契約を更新すると言うってことは1年の委託契約。その都度、例えば前回聞いたのは、日量を50トン。本市の処理原価が、約3億円と言ったかな、1年間で。その辺のずっと10年間そういうのじゃなくて、毎年毎年数量も見直していくし、単価も変わっていくというふうにとっていいのか。新年度については、もう一度その数量と委託料というか、この辺がどう変わったか。

伊藤所長：数量につきましては、基本的に日量50トン、この案はそのままいきたいと考えております。委託の単価につきましては、毎年度処理原価を算出しまして、それで契約をさせて頂ければというふうに考えております。

金子委員：しかし、いずれにしても毎年委託契約を変えていくと。数量は50トンとあ

んまり変わらないけども、委託料は変わっていくと。こういうことですね。

伊藤所長：はい、その通りでございます。

三橋会長：ほかにいかがでしょうか。

本日の議題、報告はこれで終わりました。

事務局から何か連絡事項があればお願いします。

【事務連絡】

上原主幹：次の審議会の開催につきましては、10月29日を予定しております。

現時点でご都合のつかない方がいらっしゃいましたら、後でご連絡を頂ければと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【閉 会】

三橋会長：以上をもちまして、第88回市川市廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。

皆様どうもありがとうございました。

(閉会：午前11時40分)